

令和元年度
教育委員会事務事業評価報告書

(平成 30 年度実施事務事業)

令和元年 11 月
筑西市教育委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 教育委員会の施策	P. 2
3. 評価の実施方法	P. 3～4
(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会	
(2) 評価対象事業	
(3) 評価の観点	
4. 評価結果	P. 5～8
(1) 下館学校給食センター給食提供事業	
(2) 中学校プール整備事業	
(3) 板谷波山記念館整備事業	
(4) 体育施設管理運営事業	
(5) 学校図書館司書配置事業	
5. まとめ	P. 9
資料1 筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則	P. 10

1. はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められています。

そこで、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、筑西市が運用する「行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、教育委員会が所管する事務事業の評価を実施しました。

事務事業の評価は、市民の目線に立った行政運営に向けて、市民にとってわかりやすい成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用するために行う自己点検の仕組みであり、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）というマネジメントサイクルの中で、今までの仕事のやり方を点検し、次の計画に向けて改善すべきところがないか、検証するものです。また、費用対効果や成果を公表することにより、適切な進行管理を徹底し、不断の見直しを加えていくものです。

本報告書は、これらの趣旨を踏まえて実施した平成30年度事務事業の評価について、その評価結果をまとめたものです。

2. 教育委員会の施策

教育委員会は、第2次筑西市総合計画のひとつの柱である『郷土愛を育む 教育・文化都市づくり』を基本理念に、次代を拓く若者が夢をかなえることができる質の高い教育環境づくりに取り組むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって成長できる学びの環境を整備していきます。

また、先人たちが残してきた貴重な歴史・文化及び芸術を通して、地域を愛する子どもたちをはじめ、市民自らが行動し正しく学ぶことで、郷土愛の醸成が図られ、未来へ引き継がれていく教育・文化都市づくりを目指しています。

表1 第2次筑西市総合計画 施策体系（抜粋）

政 策	施 策
確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	幼児教育の充実
	学校教育の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習の充実
	青少年の健全育成
	生涯スポーツの推進
歴史・文化の継承と振興	歴史文化遺産の保全・活用
	文化・芸術の振興

3. 評価の実施方法

(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会

筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事項は、『教育長の求めに応じ、①事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施方法、②事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の内容について、調査及び検討を行い、教育長に対し意見を述べ、又は提案をする』となっています。（P. 10「筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則」参照）

本年度は、5人の委員で構成された評価委員会を2回開催し、11月6日付けで教育長あてに報告書を提出していただきました。

(2) 評価対象事業

平成30年度に実施した教育委員会所管の事務事業のうち、施策の特色、事業規模などから下記の事務事業を選択し、評価していただきました。

表2 評価対象事業

No.	総合計画 基本施策	事業名	担当課
1	学校給食の充実と効率的運営	下館学校給食センター給食提供事業	下館学校給食センター
2	学校施設・設備の充実	中学校プール整備事業	施設整備課
3	郷土の歴史・文化の発信	板谷波山記念館整備事業	文化課
4	スポーツ施設の設備充実	体育施設管理運営事業	スポーツ振興課
5	教育内容の水準及び質の向上	学校図書館司書配置事業	学務課

(3) 評価の観点

評価委員会では、筑西市が運用する「行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、評価を実施していただきました。

評価委員会が用いた評価項目は、「表3 評価の観点」のとおりです。

また、各事業の評価結果を総合的に判断し、「来年度の事業の方向性」について協議し、評価委員会としての意見をまとめていただきました。

表3 評価の観点

評価の観点（チェック項目）	
目的の 妥当性	事務事業の目的は、市総合計画の施策目標に合致しているか（目的妥当性の度合）
	市が主体的に行うべき役割の事業か（公益性・公共性の度合）
	市民ニーズ等を反映しているか（ニーズの度合）
	特定の個人や団体に利益が偏っていないか（公益性・公共性の度合）
	市民との役割分担は適切か（公益性・公共性の度合）
事業の 有効性	類似事業との再編や統合はできないか（事業費・人件費の削減）
	成果を向上させる余地はないか（より効果的な方法・手段）
	廃止・休止した場合に影響はあるか（事業の意義）
事業の 効率性	成果を落とさずに事業費を削減できる余地はないか（費用対効果）
	成果を落とさずに人件費を削減できる余地はないか（費用対効果）
	受益者の費用負担や受益者機会に適正化の余地はないか（経費削減・公共性の見直し）

表4 来年度の事業の方向性

拡 充	事業内容を充実するもの
見 直 し	目的や規模を変えないで、執行方法を工夫するもの
縮 小	規模を減らしたりするもの
休止・廃止・終了	一時中断するもの、当初目的の達成や他の事業との統合により事務事業実施を終了するもの、事業が完了等で終了したもの
現行どおり	現在行われている事務事業をそのまま継続するもの

4. 評価結果

(1) 下館学校給食センター給食提供事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	ある	ある

■事業の概要等

本事業は、下館・関城地区の小中学校 17 校及び協和地区の小学校 3 校の児童生徒並びに教職員等の約 6,900 食を、年間給食提供計画に基づき、旬の食材を使用し安全で安心な給食を提供しました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見等

- ・今後もおいしい給食を提供していただきたい。
- ・食中毒などの対策は常に緊張感を持って臨んでいただきたい。
- ・先生方の負担になるかもしれないが、給食の時間はゆっくり楽しく過ごせるようにしていただきたい。

(2) 中学校プール整備事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業

■市民ニーズを反映しているか	反映している	やや反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	分担していない	分担していない
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	該当する事業がない	該当する事業がない
■成果を向上させる余地はないか	ない	ない
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ある	ある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	ない	ない

■事業の概要等

本事業は、建設後40年以上経過し老朽化した筑西市内小中学校のプールの整備を行うものですが、すべての学校を整備するには多大な費用を要するため、小学校との共同利用を想定した中学校のプール整備を行い、教育環境の充実を図りました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見等

- ・これから屋内プールの利用計画を策定するにあたり、課題が山積みであると思うが屋内プールは使用期間が5月から10月と長くなって良い。
- ・効率的に共同利用できるように統廃合を考えた整備を進めていただきたい。

(3) 板谷波山記念館整備事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	該当する事業がない	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	少し影響がある

③事業の効率性	担当課評価	評 価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	ある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ある	ある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	該当しない	該当しない

■事業の概要等

本事業は、板谷波山記念館を再整備し、施設の防犯設備の強化を図るとともに、板谷波山の功績や作品を市内外に広く発信しました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「見直しの余地あり」としました。

■主な意見等

- ・市民ニーズを反映していないのではないかとと思われる。
- ・美術館内での展示という選択肢も考えていただきたい。
- ・予算や今後の長期計画が必要になるかとと思われる。

(4) 体育施設管理運営事業

①目的の妥当性	担当課評価	評 価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評 価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	できない
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評 価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	該当しない	該当しない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	少しはある	少しはある

■事業の概要等

本事業は、体育施設の管理運営において指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした効果的かつ効率的な施設の管理運営を図りました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見

- ・指定管理者になり、施設の管理以外にメリットを出していただきたい。
- ・今後もスムーズな運営をお願いしたい。
- ・自主事業をどんどん拡充していただきたい。

(5) 学校図書館司書配置事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	該当しない	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	該当しない	該当しない
■市民との役割分担は適切か	該当しない	見直しの余地あり
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	できない
■成果を向上させる余地はないか	不明	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	該当しない	該当しない

■事業の概要等

本事業は、学習情報センターとしての学校図書館の機能を生かした学習指導の充実や、豊かな心や言語感覚を育む読書センターとしての機能の充実を図りました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「拡充」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「拡充」としました。

■主な意見等

- ・学校も忙しいと思うが、市民ボランティアの活用を進める検討をしていただきたい。
- ・司書だけでなく、ボランティアやPTAを巻き込んで学校図書館を活用し、本への関心を高められるよう努めていただきたい。

5. まとめ

評価委員会の設置目的は、外部委員の評価を得ることにより、より確実な教育行政の推進を図ろうとするもので、教育行政の課題抽出とその解決の一端を担うものです。今年度は、平成30年度の事務事業評価の実施にあたり、教育行政に精通した5名の有識者に幅広い見地から貴重な外部意見をいただきました。

評価委員会の事務事業に対する評価は、概ね担当課の評価と同様の評価をいただきましたが、併せて事務事業における問題点や行政運営の充実に向けた要望など多くの指摘をいただきました。

今回報告をいただいた評価結果は、次年度以降の事務事業の改善に反映させることが最も重要であります。今後とも職員一人ひとりが、常に課題意識をもって職務にあたり、透明性の高い教育行政を推進するとともに、次世代を担う人材の育成や市民一人ひとりの生きがいが充足される各種施策を展開してまいります。

資料 1

筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則（平成20年11月26日 教育委員会規則第8号）
（設置）

第1条 [地方教育行政の組織及び運営に関する法律\(昭和31年法律第162号\)第27条第1項](#)の規定により教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、[同条第2項](#)の規定による学識経験者の知見の活用を図るとともに、その客観性及び透明性を確保するため、筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、筑西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育長に対して意見を述べ、又は提案するものとする。

- （1）事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施方法
- （2）事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の内容
- （3）[前2号](#)に掲げるもののほか評価委員会において必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 [前項](#)の委員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学務主管課において処理する。

（補則）

第8条 [この規則](#)に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 [この規則](#)は、公布の日から施行する。